

【審議案件】

① 保育所に入所できないことを事由とする育児休業給付金の支給対象期間の延長に関する手続き、要件の周知等（新規案件）

1 総務省に寄せられた行政相談

総務省の行政相談に寄せられた育児休業給付金の支給対象期間の延長に関する相談が少なくなく、例えば次のような申出がある。

【支給延長に関する相談例】

- 育児休業給付金の支給延長の手続きについて会社から説明がなかった。このため、申請には、保育所への入所申込を行い、市町村が発行する保育が行われないことの証明書類（保育所の入所不承諾通知書など）を支給申請書に添付する必要があったが、保育所への入所申込を行っておらず、申請できなかった（茨城行政評価事務所受付）。
- 平成 26 年 6 月 17 日生まれの子について、市から 27 年 6 月 21 日を入所希望日とする入所不承諾通知書を受け取ったが、育児休業給付金の延長ができないことを知り、ハローワーク及び市に対し、育児休業給付金の支給対象期間の延長の申請について相談したところ、①ハローワークからは、保育の利用開始日が延長の要件である旨、②市の保育所窓口からは、子の 1 歳の誕生の翌日において入所ができないことの証明書については発行できないとの説明があり、申請を断念した（九州管区行政評価局受付）。

今回、当室が平成 24 年度以降における育児休業給付金の支給延長に関する行政相談を確認したところ、上記の 2 件も含め、申請が認められないとするものや申請を断念せざるを得なかったとするものなどが全国で 13 件あった（別紙 1 参照）。

2 制度の概要

(1) 育児休業給付

育児休業給付は、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号。以下「法」という。）に規定されている失業等給付のうちの雇用継続給付の一つであり、労働者に雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、失業を予防し、労働者の福祉の増進を図るものである（法第 10 条第 1 項）。

育児休業給付金は、雇用保険の被保険者（以下「被保険者」という。）が、1 歳未満の子を養育するため育児休業（注 1）した場合、子が 1 歳に達する日（注 2）まで支給されるものであったが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 160 号）の

施行に伴い平成 17 年 4 月 1 日から、子が 1 歳に達する日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合は 1 歳 6 か月に達するまで支給が延長されることとなった（法第 61 条の 4）。

（注 1） 被保険者が申し出て、事業主が認める育児休業である。被保険者が日々雇用を除く労働者である場合、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）により、事業主は、その申出を拒否できないとされている。

（注 2） 「当該子が 1 歳に達する日」は、その子の 1 歳の誕生日の前日であり、「当該子が 1 歳に達する日後の期間」は、1 歳の誕生日以後の期間となる。

ちなみに、育児休業給付金の受給者数をみると、年々増加してきており、平成 22 年度における初回受給者数は 20 万 6,036 人、延長支給の受給者数は 2 万 4,912 人であったものが、26 年度は、それぞれ 27 万 4,935 人（22 年度の 1.33 倍）、5 万 8,801 人（同 2.36 倍）となっている。

(2) 育児休業給付金の支給対象期間の延長

ア 支給延長の要件

育児休業給付金の支給対象期間が延長される場合の一つとして保育所において保育が実施されない場合が該当する。具体的には、雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号。以下「法施行規則」という。）において、「育児休業の申出に係る子について、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所、認定こども園法第 2 条第 6 項に規定する認定こども園又は児童福祉法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子が 1 歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合とされており（第 101 条の 11 の 2 第 1 号）、そのことが支給対象期間の延長を受けるための要件となっている。

イ 保育が実施されないことを事由とする育児休業給付金の支給の延長

保育所等において保育が実施されないことを事由として、育児休業給付金の支給対象期間の延長（以下「支給延長」という。）を申請するにあたっては、育児休業給付金支給申請書（以下「支給申請書」という。）とともに、保育所等において保育の利用が実施されない事実が確認できる書類として「市町村が発行する教育・保育給付を受ける資格を有すると認められない旨の通知書又は保育所等の利用ができない旨の通知」（以下「保育が行われない証明書類」という。）を事業主を通じて提出することが求められている（厚生労働省は、できるかぎり雇用されている事業所を通じての申請を勧奨している。）。

ウ 保育が行われない証明書類の添付

この保育が行われない証明書類については、厚生労働省が被保険者・事業主向けに作成したパンフレットである「育児休業給付の内容及び支給申請手続について 被保険者法・事業主のみなさんへ」（厚生労働省・都道府県労働局・公共職業安定所（ハローワーク））」（以下「育児給付パンフレット」という。）及び厚生労働省のインターネットホームページ「ハローワークインターネットサービス」の育児休業給付の説明において「市町村が発行した保育所の入所不承諾の通知書など当面保育所において保育が行われない事実を証明することができる書類」とされている。

(3) 安定所における保育が行われないことの確認

厚生労働省の「雇用保険に関する業務取扱要領（平成 22 年 12 月 28 日付け職発 1228 第 4 号。以下「業務取扱要領」という。平成 27 年 4 月 1 日以降）では、保育が行われないことを事由とする支給の延長の申請を安定所が受け付けた場合に、「保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、子が 1 歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われないこと」の確認を次のとおり行うこととされている。

【安定所における確認】

「市町村より発行された証明書等」を提出させ、提出された「市町村より発行された証明書等」により、次のことを確認する（「雇用保険業務取扱要領 59603（3）延長事由及び期間の確認」）。

- ① 保育の申込みに係る子が対象育児休業の子と同一であること
- ② 1 歳の誕生日が保育が実施されないこととされた期間に含まれていること
具体的には、次の書類により、確認することとされている。
- ① 市町村が発行した保育所の入所不承諾の通知書（以下「入所不承諾通知書」という。）など当面保育所において保育が行われない事実を証明することができる書類
- ② 上記①の入所不承諾通知書等が発行されない場合、事業主を通じて、受給者に対し、市町村から「保育が行われない旨が明らかとなる書類」を発行するよう指導し、受給者が入手した当該「保育が行われない旨が明らかとなる書類」

3 育児休業給付金の支給延長に係る行政相談とその対応

(1) 管区行政評価局及び行政評価事務所による都道府県労働局へのあっせん

ア あっせん内容等

関東管区行政評価局（以下「関東管区」という。）及び沖縄行政評価事務所（以下「沖縄事務所」という。）は、育児休業給付金の支給延長に関して申出

のあった相談を端緒として、それぞれの行政苦情救済推進会議に付議し、その結果を踏まえて、平成 27 年 3 月に管内の都道府県労働局（以下「労働局」という。）に対して改善措置を講ずるようあっせんしている（別紙 2 参照）。

あっせん内容は、i) 支給延長に係る手続きや要件が申請者や事業所に十分に周知されていないとして、関係者に対してその周知の改善、徹底を求めるもの（関東管区及び沖縄事務所）及び、ii) 必要に応じ安定所が関係機関や申請者に照会を行い、提出書類の内容を補完する等の総合的判断を行うよう措置を求めるもの（沖縄事務所）である。あっせん先は、関東管区は関東及び甲信越の 1 都 9 県の労働局 10 局であり、沖縄事務所は沖縄労働局である。

また、同様に、九州管区行政評価局（以下「九州管区」という。）においても行政苦情救済推進会議に付議した結果を踏まえ、平成 27 年 10 月に福岡労働局に対し改善措置等を講ずるようあっせんしている（別紙 2 参照）。

イ あっせんを受けての改善措置等

関東管区及び九州管区並びに沖縄事務所のあっせんを受けた計 12 労働局は、あっせんに対して、被保険者及び事業主（事業所）への育児休業給付金の支給延長に関する周知については、安定所に対し窓口における周知を指導、厚生労働本省が作成した育児給付パンフレットとは別に、記載内容を支給延長申請に限定して手続きや要件をよりわかりやすくしたリーフレット又はチラシを新たに作成して配布すること等の改善措置を講じることを回答している。

このようなことから、それら関東・甲信越の 1 都 10 県、福岡県及び沖縄県においては、育児休業給付金の支給延長に係る手続きや要件の周知等について、一定の改善措置が講じられている。

(2) 行政相談における問題の態様とその原因

平成 24 年度以降の育児休業給付金の支給延長に関する行政相談 13 件についてみると、うち 8 件は、申請先の安定所が関東管区管内（関東・甲信越の 1 都 10 県）、福岡県及び沖縄県以外の地域に所在する相談であった（なお、それぞれの相談を受けた管区行政評価局又は行政評価事務所が個別に対応し、中には支給延長が認められ、育児休業給付金が受給できたものもある。）。

13 件の相談の態様を大別すると、

- ア 申請したが支給対象期間の延長が認められないとされたもの 7 件、
 - イ 申請を断念せざるを得なかったもの 5 件、
 - ウ 支給延長手続きとその要件に関する問い合わせ 1 件
- となっている。

このア～ウの事態が生じた理由についてみると、次のとおりである（表 1 参照）。

ア 申請したが支給が認められないとされたもの（7 件）

申請したが支給が認められないとされたもの 7 件については、安定所から、i) 保育所の入所希望日が 1 歳の誕生日以後の日であったことから支給が認められないとされたものが 6 件、ii) 被保険者や事業主に公表・明示されていない「当面保育が実施されない期間」の日数について、15 日では短いとされたものが 1 件である（なお、「当面保育が実施されない期間」について、厚生労働省は平成 27 年 4 月 22 日以降は、1 歳に達する日の翌日において 1 日でも保育が行われていない旨通知されていれば、支給対象期間の延長事由に該当するものとして取り扱うこととしているが、そのことは公表されていない。）。

イ 申請を断念せざるを得なかったもの（5 件）

申請を断念せざるを得なかったもの 5 件についてみると、iii) 保育所の入所申込を行っていなかったものが 4 件、iv) 市が支給要件を満たせるような入所申込みを認めていないものが 1 件である。

ウ 支給延長手続きとその要件に関する問い合わせ（1 件）

そもそも支給延長手続きとその要件を承知していなかったとして被保険者が行政相談に問い合わせたものが 1 件ある。

表 1 育児休業給付金の支給対象期間の延長申請に係る問題の原因等

単位：件

問題の区分	左の理由	左が生じた主な原因	相談件数
ア 申請したが支給が認められないとされたもの(7件)	i) 保育所の入所希望日が1歳の誕生日以後の日付けであったもの(6件)	① 被保険者及び事業主(事業所)への周知に係るもの 被保険者及び事業主(事業所)が証明書類における入所希望日が子の1歳の誕生日より前であればならないことを承知していなかった。	5(2)
		② 市町村の配慮に係るもの 市の保育所の入所申込み手続き上、入所希望日を1歳の誕生日以後にせざるを得なかった	1(1)
	ii) 公表・明示されていない「当面保育が実施されない期間」が短いとされたもの(1件)	③ 当面保育の実施が行われない期間に係るもの 1歳の誕生日から15日後に保育所に入所することが決定していたため、安定所から当面保育が実施されないとは言えないとされた。	1(1)
イ 申請を断念せざるを得なかったもの(5件)	iii) 保育所の入所申込みを行っていない(4件)	① 被保険者及び事業主(事業所)への周知に係るもの 被保険者及び事業主(事業所)が支給延長の申請には保育所の入所申込を行っていることが必要であることを承知していなかった。	3(2)
		② 市町村の配慮に係るもの 被保険者は市の誤った説明により入所申込みが行われていると誤解していた。そのことを市に申し出たが、証明書類は発行されなかった。	1(1)
	iv) 市が支給要件を満たせるような入所申込みを認めていない(1件)	③ 市町村の配慮に係るもの 市が入所希望日を子の1歳の誕生日より前とする保育所の入所申込については、誕生日前は現に育児休業期間中であり保育ができるとして認めておらず、証明書類が発行されない。	1(1)
ウ 支給延長手続きとその要件に関する問い合わせ(1件)		① 被保険者及び事業主(事業所)への周知に係るもの 被保険者が支給延長手続きとその要件を承知していなかった。	1(1)
計			13(9)

(注) 1 行政相談事案に基づき当室が作成した。

2 表中の「相談件数」欄の()書き数字は、関東管区、九州管区及び沖縄事務所があつせんした労働局(12局)以外の6労働局の管内の安定所に係る相談事案である。

上記ア～ウの問題が生じた原因と改善の必要性については、主に、次の①～③の3つのことが挙げられる。

① 被保険者及び事業主（事業所）への手続、要件等の周知に係るもの

保育所の入所希望日が1歳の誕生日以後の日であったことから支給が認められないとされたものが多い（6件）。これは、市町村が発行する入所不承諾通知書などの保育が行われないことの証明書類に記載される入所希望日は子の1歳の誕生日より前でなければならないとされていることを被保険者及び事業主（事業所）が承知していなかったと考えられる。

このことについては、保育が行われないことの証明書類が子が1歳に達する日後の期間について保育の実施が行われないことを証明するものであることから、入所希望日が子の1歳の誕生日より前でなければならないと解されるものの、育児給付パンフレット及び厚生労働省のホームページの「ハローワークインターネットサービス」には、「入所希望日が子の1歳の誕生日より前でなければならない」とは説明されていない。このため、被保険者及び事業主からみると、少なくとも安定所からそのことの説明を受けなければ、認識できない場合もあるものと考えられる（別紙3参照）。

② 市町村の配慮に係るもの

厚生労働省は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の改正に伴い、育児休業給付金についても1歳6か月まで支給対象期間の延長が可能となったことから、育児休業給付金の延長事由の申請にあたり、市町村が発行する保育所の入所不承諾の通知書など、当面保育所における保育の実施が行われない事実を証明する書類を提出する必要があることを、都道府県等に周知している（平成17年3月31日付け雇児保発第0331002号）。

育児休業給付金の支給延長の制度化に伴い、育児休業給付金の申請にあたり、市町村が発行する保育所の入所不承諾の通知書など、当面保育所における保育の実施が行われない事実を証明する書類を提出する必要があることを都道府県等を通じて市町村に周知している（平成17年3月31日付け雇児保発第0331002号）。その後も、同様に都道府県等に対し、子が1歳に達する日の翌日において保育が行われない旨が明らかとなる書面の交付等を行うことについて、管内の市区町村並びに関係職員及び関係団体等の協力が得られるよう周知を図り、その運用に遺漏のないようお願いすることを通知している（平成18年7月5日雇児保発第0705002号）。

しかしながら、申出があった相談の中には、被保険者や事業主が育児休業給付金の支給延長に係る手続、要件を承知していない場合はもとより、i) ある程度承知していたが、市町村（区）による保育所の入所に関する取扱い上、入所希望日を1歳の誕生日以後にせざるを得なかったとするもの（東京都大田区）

や、ii) そもそも入所希望日を子の1歳の誕生日より前とする入所希望(育児休業期間中の保育所入所)を市が認めないもの(A市)などがみられることから、市町村が保育所への入所手続きやその取扱いにおいて育児休業給付金の受給に関して配慮することの一層の浸透が望まれる。

【A市の例】

A市の入所申込みの事務上の要件については、次の①及び②のとおりである。

① 月の初日(1日)を入所希望日とし、月の途中を入所希望日とする申込は受け付けない。

② 育児休業中の入所は認めない。ただし、月の15日目までに育児休業が終了する場合、当該月の初日(1日)での入所を認めている。

このため、被保険者が子の1歳の誕生日の前日を育児休業終了日とした場合、子の1歳の誕生日以前には、入所できない。

例えば、6月24日が子の1歳の誕生日の場合、被保険者が、子が1歳に達する6月23日を育児休業終了日とした場合、A市では、月の途中を入所希望日とする申込みは受け付けないこと及び育児休業中の入所を認めていないことから、子の入所希望日については、必ず子の1歳の誕生日が属する月の翌月の初日(1日)なる(下図参照)。

被保険者が支給延長の要件を満たすため、子の1歳の誕生日前を入所希望日とする保育所への入所申込を行おうとしても、A市は、入所申込みを受け付けず、かつ入所不承諾通知書もそれに代わる保育が行われない証明書類も発行されないことから、被保険者は支給延長の要件を満たしていることを証明できないものとなっている。

図 子の1歳誕生日以前に保育所の入所申込みができない例(A市)

月途中を入所希望日とする申込みは受け付けない					
育児休業中の入所希望の申込みは受け付けない					
6月1日	16日	23日	24日	30日	7月1日
・入所できる日	望日(15日)あれば6月1日を入所希望(ことは可能)	・子の1歳到達日	・子の1歳誕生日	・育児休業終了日	・子の入所可能日

(注) 相談に基づき当室が作成した。

③ 当面保育の実施が行われない期間の明示に係るもの

「当面保育が実施されない期間」について、申出があった相談の中には、安定所から、子の1歳の誕生日以後保育所に入所するまでの期間（子の1歳の誕生日以後復職する前日までの日数）が15日では短いとされ、支給を認めないとされたものがある。

この「当面保育所等による保育の実施が行われない」の期間については、雇用保険業務取扱要領においては、「誕生日の翌日が保育が行われない期間に含まれている」ことを確認することとされているのみで、「当面」の期間については示されていない。

ただし、安定所から厚生労働省本省に疑義照会があったものをまとめた「雇用継続給付関係疑義解釈集（Ⅱ育児休業給付金関係 平成25年3月）」（以下「疑義解釈集」という）では、「当面保育所等による保育の実施が行われない期間」が11日である場合には、支給対象とはならないとされていた。

しかし、平成27年4月22日付け都道府県労働局宛て雇用保険課長補佐事務連絡「子が1歳に達した日において既に、間もなく入所することが決定している場合の育児休業給付の延長の取扱いについて」において、市町村から、子が1歳に達する日の翌日において保育が行われない旨の通知がなされていれば、その翌日に保育が実施されることになっていても、育児休業が延長されている場合には、当該期間について育児休業給付の対象とするとされ、1歳の誕生日以後において1日以上保育が行われない場合は、「当面保育所等による保育の実施が行われない」ことに該当するものとされた。

この「当面」の期間については、育児給付パンフレット及び厚生労働省のホームページの「ハローワークインターネットサービス」を含め被保険者や事業主には知らされていない。

② 後期高齢者医療等に係る保険料の還付の促進及び還付加算金の取扱いの改善（継続案件）

1 相談内容

- ① 母の後期高齢者医療の保険料について、所得税や地方税と同様に過去5年間分について遡及して還付してほしい。
- ② 保険料の還付加算金の時効は5年であるが、2年と解している市町村がある。厚生労働省は、市町村に還付加算金の時効期間を周知する必要があるのではないか。

2 第99回会議（平成27年9月11日）での議論の概要

平成26年度までの保険料に減額賦課の事由が生じている保険料については、市町村等において、「介護保険料減額更正請求事件」の最高裁判決を尊重し、尽くすべき手段を尽くすことにより、正しく更正する必要があると考える。

その場合、国は、市町村に保険料の更正について正しい対応が行われることを求めていくとともに、電算処理システム（以下「システム」という。）の改修に頼らない無駄のないやり方を地方公共団体に紹介するなど、国として対応すべき点を検討する必要があるため、次の点を把握する必要がある。

- ① 平成25年5月、「介護保険料減額更正請求事件」において大阪高等裁判所が下した「保険料を減額賦課する場合には、期間制限には服さない」とする判決が最高裁判所で確定した。

この判決は、後期高齢者医療及び国民健康保険の保険料にも適用され得るのか。

- ② 保険料の減額賦課期間については、実際の遡及（減額賦課決定）できる期間はどの程度になるのか。
- ③ 減額賦課期間を2年としている市町村では、2年を超えて遡及し減額する場合、現行のシステムでは対応できず、改修が必要になることを理由に挙げている。必要とされるシステム改修等に要する負担の程度はどの程度か。

3 確認結果

(1) 確定した「介護保険料減額更正請求事件」の判決の適用について

- 「介護保険料減額更正請求事件」の「保険料を減額賦課する場合には、期間制限には服さない」とする判決について、厚生労働省では、判決そのものが直接適用されるわけではないが、平成26年度までの保険料については、介護保険料と同様の取扱いになるものと認識していると説明している（高齢者医療課及び国民健康保険課）。
- 厚生労働省では、平成26年度までの保険料について2年を超える過年度分に減額賦課が生じた場合の具体的な減額賦課の対応は、2年を超えない過年度分と同様（注）であるとしている（介護保険計画課、高齢者医療課及

び国民健康保険課)。

(注) 保険料額は、その者の前年の所得に基づき算定されることとなっており、その前年の所得については、市区町村で把握をしている税情報をもとにしている。

- 「介護保険減額更正請求事件」の判決で述べられている「減額更正すべき件数が増大するとしても、法令の解釈により減額更正が可能なのであれば、処分行政庁において減額更正をすべきであることは当然」とする判決の趣旨について、和歌山市介護保険課では、「システムで対応できないとしても、何らかの手段により対応しなければならないものと解している」と説明している。

(2) 遡及期間について

市町村等における後期高齢者医療等の保険料の賦課額を変更する場合の遡及期間について、厚生労働省では、所得の異動情報の閲覧等の先である市町村の住民税部局においては、地方税を減少させる賦課決定期間が5年とされていること(地方税法(昭和25年法律第226号)第17条の5第4項)から、実務上、5年になることが想定されるとしている。

(3) 減額賦課の取扱いについて

ア 後期高齢者医療

2年を超えて遡及して減額賦課する取扱いが行われていない都道府県後期高齢者医療広域連合(以下「医療広域連合」という。)は、47医療広域連合中、3つの医療広域連合のみである。

この取扱いが行われていない理由について、3医療広域連合では、システム上の問題を理由に挙げているが、具体的な検討は行われていない。

ただし、他の医療広域連合の取組状況からみて、3つの医療広域連合においては、①及び②のとおり、システム上の問題が2年を超えて遡及し減額賦課することの障害になるとは考えにくい。

- ① A及びB医療広域連合では、「現行のシステムで2年を超えて遡及して減額賦課決定を行った場合、増額賦課決定も2年を超えて遡及するため、保険料の徴収及び還付事務を行う市町村に保険料の徴収が不要な賦課決定も通知される。その際、市町村においては、不要な保険料徴収が行われるなど事務処理上の混乱が生じる」ことを実施できない理由に挙げている。

しかしながら、同じシステムを用いているC医療広域連合では、2年を超えて遡及して賦課決定を行う場合、増額賦課決定が行われないよう、減額賦課の対象者のみを手作業でシステムに入力し対応している。

なお、C医療広域連合では、「システムについては、全国同一であるため、他の医療広域連合でも同じ対応が可能である」としている。

- ② D医療広域連合については、「加入する市町村のうち、E市(政令指定

都市)、F(政令指定都市)及びG市(中核市)といった人口規模が大きい市町村のシステムが2年を超えて遡及して減額賦課の対象者を抽出できない」ことを理由に挙げている。

しかしながら、これら3市においては、システム改修について具体的な検討は行われていない。

ただし、当局が3市から意見を聴取したところ、F市及びG市については、D医療広域連合から指示があれば対応したいとする意見が徴取された。

なお、C県医療広域連合から、対象者の情報提供の要請を受けた、H市(政令指定都市)では、対象者を抽出できるよう、同市のシステムを改修(費用約475万円)している。

なお、富山市(人口42万人)においては、対象者の抽出を手作業で行われている。

イ 介護保険

介護保険の保険料について2年を超えて遡及して減額賦課しない市町村等は、抽出調査した22市町村等のうち14市町村等ある。

上記の14市町村等のうち13市町村等(政令市が4市、中核市が5市、中核市より規模が小さい市町村等が5市等)については、2年を超えて遡及して減額賦課する場合、現行のシステムでは対応できないためシステム改修が必要であるとしている。なお、残る1市町村等については、システム改修についての意見がなかった。

当局が、システム改修が必要であるとする13市町村等にシステム改修の検討状況を確認したが、いずれも、具体的な検討は行われていなかった。

一方、2年を超えて遡及して減額賦課している8市町村等のうち当局が6市町村等を抽出し、減額賦課の実施状況をみたところ、次の①から⑤の対応が行われている。

① I市(政令指定都市)では、既存のシステムと手作業とを組み合わせで対応している。

平成26年度の2年を超えて遡及して減額賦課した件数は約120件である(市内10区の各区の月平均処理件数は約1件)。

② H市では、既存のシステムで、2年前まで遡及して減額賦課した者のみ、更に5年前まで遡及している。

③ J市(政令指定都市)及びK市(中核市)では、減額賦課の全ての事務処理をシステムで行えるよう、システムを改修し、対応している(費用：J市が約1,357万円、K市が約1,000万円)。

④ L市(中核市)では、手作業で対応しており、減額賦課件数は、月3～4件程度である。

⑤ M市では、軽微なシステム変更(ソフトの書き換え)と手作業とを組み合わせで対応している。他の市町村等有する介護保険システムの中には、同様な対応が行うことが可能なシステムを有している市町村が少

なくとも 130 市町村等はある（全国の介護保険者数 1,578 団体。後述の参考①参照）。

【参考】

当局が聴取した介護保険システム事業者等の意見は次のとおりである。

- ① M市の介護保険システム事業者及びN市の介護保険システム事業者では、「自社の介護保険システム及び国保システムについては、比較的人口規模が中小の市町村等で使用されている。減額賦課期間を2年から5年にシステム変更する場合、対象者の抽出といった軽微な変更（ソフトの書き換え）だけであれば、改修費用は不要である。」と説明している
なお、2社では、介護保険システムを使用している市町村等は全国で併せて約130市町村等であるとしている。
- ② J市の介護保険システムの販売・管理している介護保険システム事業者では、「改修費用については、人口規模には関係なく概算で1,000万円程度である」としている。

ウ 国保

国保の保険料について2年を超えて遡及して減額賦課しない市町村等は、抽出調査した20市町村等のうち14市町村等である。

このうち、12市町村等については、2年を超えて遡及して減額賦課する場合、現行のシステムでは対応できないためシステムの改修が必要であるとしている。残る2市町村等については、システム改修について意見を有していない（1団体）及びシステム改修の必要がない（1団体）市町村等である。

当局が、システム改修が必要であるとする12市町村等に対し、システム改修の検討状況を確認したが、具体的な検討は行われていなかった。

一方、当局が2年を超えて遡及して減額賦課している8市町村等のうち5市町村等の対応状況をみたところ、次の①から⑤のとおり対応されている。

- ① I市では、既存のシステムと手作業とを組み合わせ対応しており、職員は労力を要さず対応できている。
- ② O市（政令指定都市）では、全てシステムで対応しているが、平成26年度までは、既存のシステムと手作業とを組み合わせ対応していた。
- ③ N市では、システムの軽微な変更（システムのソフトの書き換え）と手作業とを組み合わせ対応しており、職員は労力を要さず対応できている。

なお、同様な対応が行うことが可能な国保システムを有している市町村が少なくとも全国に33市町村等ある。

- ④ P市においては、全て手作業で行われており、平成26年度については、全住民の所得異動情報1,021件から国保の減額賦課対象者11件を抽出

している（注）。

（注）月次の所得異動件数（平成 26 年度）は 4 月の 326 件から 10 月の 25 件である。

また、毎月の作業量について、P 市では、「職員 1 人が他の業務を兼務しながら、1～2 日に対応している」としている。

- ⑤ Q 市では、既存のシステムで対応している（注）。（注）Q 市のシステムは、職員が額賦課期間の設定を自由に行えることができる。

【参考】

保険料を減額賦課する場合に期間制限に服さないことを被保険者に周知することについて、K 市では、「例として、保険証を送付する封筒に周知文書を同封すること可能である」としている。

4 厚生労働省の意見

- 「介護保険減額更正請求事件」を踏まえ発出した通知の内容を、市町村に浸透させることについての見解。

減額賦課の取扱いについては既に解釈を示しており、各保険者において、関係法令を踏まえて適切に対応頂きたいと考えている。

③ 健康保険及び厚生年金保険の保険料納付に係る口座振替の取扱い（継続案件）

1 相談内容

健康保険及び厚生年金保険（以下、健康保険と厚生年金保険を合わせて「健康保険等」という。）の保険料納付に係る口座振替では、事業主名と異なる名義の口座を用いることができない。

一方、労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）及び雇用保険（以下、労災保険と雇用保険を合わせて「労働保険」という。）の保険料納付については、「労働保険料等の口座振替納付に関する同意書」を管轄の労働局へ提出することで、事業主名と口座名義が異なる場合でも口座登録を行うことが可能となっている。

健康保険等の保険料納付についても労働保険の保険料納付と同様に口座振替納付に関する同意書を年金事務所等に提出することなどにより、事業主名と異なる名義の口座からの振替を行えるようにしてほしい。

※ 本件は、岡山行政評価事務所に相談があったものである。

2 第99回会議（平成27年9月11日）での議論の概要

- ① 健康保険法第166条及び厚生年金保険法第83条の2並びに労働保険徴収法第21条の2第1項に規定される「その納付が確実に認められ、かつ、その申出を承認することが（労働）保険料の徴収上有利と認められるときに限り」の解釈を確認する必要がある。
- ② 厚生労働省年金局や日本年金機構は、事業主名とは異なる名義の口座を認めてしまうと、その名義人が債務者になると考えているのではないかと。納付義務者は事業主であることには変わりがないことから、仮に口座残高がなく保険料の徴収ができない場合には、事業主に督促すれば足りるのではないかと。その点を厚生労働省等に確認する必要がある。
- ③ 厚生労働省年金局や日本年金機構は、事業所とは無関係の個人が開設する口座を念頭において見解を述べているのではないかと。地方公共団体や法人が開設する口座であれば、事業主名とは異なる名義ではあっても問題ないのではないかと。地方公共団体や法人が開設する口座に焦点を当てて、改めて厚生労働省等の見解を確認する必要がある。

3 確認結果

- (1) 健康保険法第166条及び厚生年金保険法第83条の2並びに労働保険徴収法第21条の2第1項の解釈

ア 健康保険等（厚生労働省年金局及び日本年金機構の見解）

「その納付が確実に認められ、かつ、その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるとき」とは、事業主である納付義務者と金融機関との間で口座振替納付に係る委託契約が締結されていることが確認できた場合となる。

イ 労働保険（厚生労働省労働基準局の見解）

「その納付が確実に認められ、かつ、その申出を承認することが労働保険料の徴収上有利と認められるときに限り」とは、おおむね次の例に該当しない場合をいう。

- ・ 「口座振替納付書送付依頼書」の口座名義と労働保険番号欄の事業主との同一性を欠き、又は、(事業主名とは異なる名義の口座について)「労働保険料等の口座振替納付に関する同意書」の提出がない場合。
- ・ その他具体的事情のもと労働保険料の納付が確実とは認められない、または労働保険料の納付を預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行う旨の申出を承認することが労働保険料の徴収上有利と認められない場合。

(2) 健康保険等の保険料に係る事業主の納付義務について(厚生労働省年金及び日本年金機構の見解)

保険料の納付義務については、厚生年金保険法第 82 条等により事業主が納付義務を負うことを規定している。事業主及び被保険者は、それぞれ保険料の納付義務を負っているが、事業主はさらに、被保険者の負担すべき保険料を、自己の負担すべき保険料と合わせて一括納付する義務を負っている。したがって、保険料納入の告知、滞納した場合の督促、強制徴収を受けるのは常に事業主である納付義務者であり、第三者に対しては行われぬ。

また、事業主の納付義務について、督促状に指定した期限までに納付しないときは、厚生年金保険法第 102 条第 3 号の規定により罰則が適用される規定となっている。

このようなことから、厚生年金保険法第 84 条等により納付義務者は被保険者に対して報酬を支払う場合において、被保険者が支払うべき保険料を源泉控除することができる旨を規定している。

よって、厚生年金保険法施行規則第 25 条の 3 においては、口座名義人について規定しないものではなく、納付義務者の口座を届出するための規定である。

第三者の口座を届出させ、納付させることを認めるのであれば、この他に法令等の規定を整備する必要があることは明らかであり、同規則第 25 条の 3 の規定が口座名義人について規定していないと解することはできない。

(3) 口座振替を希望する旨の申出があった際の審査内容

ア 健康保険等(厚生労働省年金局及び日本年金機構の見解)

年金事務所においては、その申請者から、納付義務者と金融機関との間において口座振替納付に係る委託契約が締結されていることを確認することにより、保険料徴収上も有利と判断し口座振替を認めている。

また、口座振替申出書の提出があった際には、マニュアルに基づき、徴収担当課職員により金融機関での口座番号等確認の有無、振替開始月の確認、申出書の内容と適用事業所データとの突合確認等を行い、申出書に不備がなければ口座振替開始の登録(入力)を行う。

イ 労働保険(厚生労働省労働基準局の見解)

都道府県労働局において「口座振替納付書送付依頼書」及び「労働保険料等の口座

振替納付に関する同意書」の各欄について記入・押印に不備がないかを審査している。

なお、都道府県労働局が事業主と異なる名義人の口座からの口座振替を認めなかった例は承知していない。

また、事業主と異なる口座名義人からの口座振替において、これまで何らかのトラブルや支障が生じた例は把握していない。

(4) 厚生労働省年金局及び日本年金機構から示された、次のような事業主とは異なる名義人の口座から健康保険等の保険料を口座振替することにより生ずる懸念等について、その具体的な内容（厚生労働省年金局及び日本年金機構の見解）

- ① 納付義務者とは異なる者の名義の口座に振り替えすることは、当該口座の名義人に対して過重な負担が課されることとなり、また、滞納リスクが高まるおそれもあり、適当ではないものと考えられる。
- ② 事業主に対する調査に係る事務に加えて、当該口座の名義人の資力調査等が必要になると考えられ、事務量の増大を招くことにつながる。
- ③ 事業主と当該口座の名義人との間のトラブル等により納付が滞る場合も想定されることから、そのような場合に事業主の責任と当該口座の名義人の責任がどう分担されるかについての調整や、滞納処分等をどちらに対してどう執行するかなど複雑な問題が多く発生することも考えられる。

①から③については、事業主とは異なる名義人の口座からの振替が認められない理由として挙げたものではなく、仮に認めた場合、これらの問題の検討が必要になる旨回答したものであり、上記(2)の回答のとおり、法令上、第三者による納付を規定していないことから、様々な問題についての法令上の手当ても必要となる。

(5) 事業主名と異なる名義人の口座による口座振替を行う場合に必要となる社会保険オンラインシステムの具体的な改修内容（日本年金機構の見解）

社会保険オンラインシステムは、国（厚生労働省）が保有するものであるが、厚生労働省年金局長と当機構理事長との間で締結されている「システム開発等に関する協定書」により、当機構において、同システムの開発（改修）、管理、運用及び保守を行っている。

なお、本件（事業主名と異なる名義人の口座による口座振替）の実現には、データベースへの項目追加、入力画面や情報照会画面への項目追加及び各項目追加に伴う処理の仕組み変更等のシステムの改修が必要となるが、改修を行う上でのシステムへの影響、開発に係る費用や期間の算出には、当然のことながら相当な期間と積算の費用も発生するので、お示しすることは困難である。

また、上記システム改修の他、口座振替申出書様式の変更や事業主への周知等に係る費用や期間も当然必要となる。